

第2回丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和3年9月21日（火）

午後2時00分から

場所：丹波市役所本庁第2庁舎

2階 ホール

出席者等 22名（委員、オブザーバー、事務局、関係職員）

傍聴人 1名

1 開会（上田委員長より、あいさつ）

- ・要綱第6条の規定に基づき、会議の成立を確認（委員14名中13名出席）

2 議題

（1）第1回検討内容の確認（事務局）

- ・議事録をもとに説明する。
- ・質疑なし。

（2）権利擁護支援センターについて（神戸家庭裁判所柏原支部より説明）

① 成年後見制度の兵庫県内及び丹波市（柏原支部）の現状

② 家庭裁判所の立場から、権利擁護センターに求める役割・機能

- ・神戸家庭裁判所柏原支部の提供資料をもとに説明する。
- ・家庭裁判所の連携手帳が作成されたので、後ほど担当者に渡すようにする。

（委員） 精神鑑定をできる限りしていない理由は。

（家裁） 診断書から判断できる場合は、精神鑑定を行っていない。

（委員） 非常に簡単な診断書である。裁判所が判断しているのではない。

（家裁） 提出いただくシートなど関係資料も含めて総合的に判断している。

（委員） 医療的な観点を無視しているのではないか。

（家裁） 診断書を中心として裁判官が判断している。

（委員） 精神鑑定を重視していただきたい。

（家裁） 意見として伺います。

（委員長） 鑑定をした割合は、全体の6.1%。少ないように感じる。鑑定の内容については今後も検討が必要。医療的な根拠についても必要に応じて対応いただきたい。

（委員） 動機別件数で介護保険契約が増加している理由がわかれば教えてほしい。

- (家 裁) 増加の原因はわからない。
- (委 員) 相談員業務をしていたときに、身寄りのない方は後見をつけてほしいと言われたことがあったため。
- (委員長) 入所者が増加したからかな…と思うところはあるが、原因はわからないということで…。
- (委 員) 本人数のうち専門職関与が多いのは、親族が後見をうけることが少ないということでしょうか。
- (家 裁) 兵庫県においても親族よりも専門職関与が多い結果になっている。
- (家 裁) 財産管理のケースについては、専門職を選任するケースが多い。
- (委員長) 全国的にみても約80%が第3者。全国的にもそのような傾向。
- (委 員) 日常生活自立支援事業を利用されている方の能力によって成年後見制度へ移行される場合もある。申立てから後見人が決定し、活動されるまでにどれくらいの日数がかかるのか。
- (家 裁) 早くて1か月程度。ケースによっては数ヶ月。
- (委員長) 全国的なデータとしては、1か月以内39.1% 2ヵ月以内70.1%、4ヵ月以内92.7%となっている。緊急性の高いケースで他県において、3日で選任されたケースもあると聞いたが。
- (委 員) 本人申立ての件数が増加している。本人申立てに関する課題があれば教えてほしい。
- (家 裁) 申立て資料の作成が課題。
- (委 員) 申立て能力に関する課題もあれば教えてほしい。
- (家 裁) 法律的な論点になるので最終的には、裁判官の判断。
- (委員長) 市町村長申立て23.9%、本人家族21.3 本人20.2%となっている。私の事務所でも補助、保佐類型が増えてきている。この場合には、本人申立てですすめている。1番の申立てが市町村長申立て。13.8%全国的にみても低い。

・説明と質疑応答の後、神戸家庭裁判所柏原支部職員は退席

(3) 実態調査について（事務局）

- ① 平成30年度調査報告について
- ② 今回実施する調査内容について
- ③ 市役所内のヒアリングについて

・資料1-1、1-2、2、2-1、2-2、2-3をもとに説明する。

(委員) 資料2-3について、もう少し具体的な質問項目があればと思う。

(事務局) ヒアリングは、市役所職員も同行する。素案であるため、具体的な項目案についてご意見をいただければ。

(委員長) 対象者によって質問項目もかわってくると思う。家族からの聴き取りも必要では。

(事務局) 基本的には、本人から聴き取ることを考えているが、同席する社協担当者からも意見を聞く予定である。

(委員長) 補助、保佐類型の方からの聴き取りは可能であると考え。普段関わりがある人から意見を聞くことは必要である。

(委員長) 日常生活自立支援事業利用者、成年後見制度利用者、対象者によって質問は変わってくると思うが、聞き手によって質問項目がかわってしまう可能性があるため、「日常生活で困っていることは？」という質問は答えにくい。質問項目に答えていただくために、より具体的な質問内容を準備し、ヒアリングを行うほうがよい。

(委員) 母92歳、要介護4、同居している。入浴はデイサービスを利用。市役所職員だけのヒアリングにならないように、介護職の方からも意見を聞いていただくほうがよい。

(委員) 今年度75歳以上の方を対象に訪問ハガキを送付した。「困っていることなには？」っていうことではなかなか回答が返ってこない。回答しにくい。質問項目を作成し、活用した経過がある。

(委員) 関わりをもった成年後見制度利用者のことはよくわかる。ある程度項目をきめていただくほうが、よいのでは。

(委員) アンケートの文字のフォントや大きさはこのままでしょうか。

(事務局) 会議後、項目等を追加修正し、文字のフォントや大きさも配慮したいと考えている。

(委員) 行間が広くなるだけでも見やすくなる。ユニバーサルデザインに対応したフォントも活用してほしい。「困ったときは、支援者に声をかけてよ」って伝えても、対象者はそれ自体が難しい。答えやすい質問になるよう問いかける側が配慮していただけると。

(委員) 個別に聞くのも一つだが、いきいき100歳体操など集まっておられるところで聞くのも一つの方法。高齢者で障がいのある人も対象とされる予定？

- (事務局) 日常生活自立支援事業利用者25人、被成年後見人等10人、それ以外10人を予定している。
- (委員) 質問の仕方を工夫していただいて、よりよい情報が収集できるようにしてほしい。
- (委員) 後見人を受任されている方のみがアンケートの対象か。
- (事務局) 後見人を受任されている方を対象に実施予定。
- (委員) 受任は、契約のみしている方も含まれるため、選任されているとした方がよい。また、後見人に対して、問4「成年後見制度を知っていますか？」は不要では。
- (事務局) 日常生活自立支援事業についてご存知かどうか把握をしたいため、このような設問とさせていただいている。
- (委員) 今回のアンケートは、権利擁護についてどれくらい周知ができているのか、どんなことに対応していく必要があるのかということを目的に実施されると認識している。潜在的なニーズの把握についても今後は考えていく必要があるのではないかと思います。
- (委員長) この結果をうけて必要であれば二次調査も考えていく必要もある。この地域の状況をまず把握していこうということで理解している。
- (委員長) 現段階での賛否を確認したい。 → 「賛成多数で決議」

3 第3回丹波市権利擁護センター設立準備委員会の日程

- ・ 次回は、令和4年1月から2月頃に開催予定。
- ・ 内容は、アンケート調査の分析、権養護支援センターの今後のあり方について協議する予定。

4 閉会（馬場副委員長より、あいさつ）